

顧客資産の分別保管態勢の確認検査用チェックリスト

本チェックリストは、証券取引法第47条及び証券会社の分別保管に関する府令に基づき、顧客資産の安全性の確保の観点から、証券会社に義務付けられる顧客から預託を受けた有価証券等を証券会社の財産との分別保管、顧客分別金の信託が適正に実施され、法令等に則った取扱いがなされているか等について現物確認の方法等により重点的に確認するために作成した。

本チェックリストは、証券会社及び外国証券会社に係る検査並びに登録金融機関の行う証券業務に関する検査において適用するものである。本チェックリストにおいては、特にことわりのない限り、証券会社、外国証券会社及び登録金融機関を総称して「証券会社」ということとする。また、引用法令条文等は、原則として証券取引法のみを記載することとし、外国証券業者に関する法律等による準用規定は省略することとする。

【本検査マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

本検査マニュアルはあくまでも検査官が証券会社を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものである。各証券会社においては、自己責任原則の下、本検査マニュアル等を踏まえ創意・工夫を十分に活かし、それぞれの規模、特性及び業務内容に応じたマニュアルを自主的に作成し、証券会社の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

本検査マニュアルは、検査官が、法令違反を検査により把握した場合に、その背景・原因となる態勢上の問題を指摘することにより、監督部局による的確な監督上の措置の発動に資すること、検査により、法令等遵守態勢に問題があると認められ、それが、法令違反に通じるおそれがあるなど、取引の公正の確保、投資者の保護等の観点から重大な問題があると認められる場合には、態勢上の問題を検査により指摘することにより、監督部局による態勢の改善に向けた指導・監督に資すること、及び法令等遵守態勢を検査により確認することにより、法令等・財務規制遵守上問題のある分野を察知し、検査を行う際の重点の置き方に資することを目的としている。

本検査マニュアルの各チェック項目は、以上の目的から検査官が証券会社の法令等遵守態勢を評価する際の基準であり、これらの水準の達成を証券会社に法的に義務付けるものではない。また、検査官が各項目を悉皆的に検証することを目的としたわけではなく、検査官は、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分に踏まえ、法令等遵守その他投資者の保護等の観点から問題がある事項について指摘する必要がある。

よって、本検査マニュアルの適用に当たっては、証券会社の規模、特性及び業務内容を十分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。チェック項目について記述されている字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保並びに投資者の保護等の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものである、と認められるものであれば、不適切とするものではない。

したがって、検査官は、立入検査の際に被検査証券会社と十分な意見交換を行う必要がある。

【注】

チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、全ての証券会社についてのチェック項目であるが、字義どおりの対応が証券会社においてなされていない場合であっても、証券会社の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、証券会社の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは、証券会社の規模、特性及び業務内容に応じた十分なものであると認められるものであれば、不適切とするものではない。したがって、検査官は、各チェック項目を確認の上、その実効性を十分に検証する必要がある項目である。

チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、証券会社に対してベスト・プラクティスとして望まれる項目である。したがって、検査官は、各チェック項目の確認をすれば足りる項目である。

「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身においてその実質的内容を決定することが求められるが、その原案の検討を常務会等で行うことを妨げるものではない。

「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録を整備すること等により事後的検証を可能としていることに加え、取締役会に結果を報告する、又は、監査役が常務会等に参加する等により、十分な内部牽制が確保されるような体制となっているかを確認する必要がある。

「監査役会」については、その設置を要しない証券会社にあつては「監査役」とする。また、「監査役会等」とは、監査役会及び監査役をいう。

【注】 顧客資産の分別保管の説明

顧客資産分別保管については、法律・府令によって詳細が示されていることから、法令等に沿った適正な取扱いの状況を検証する。

受託有価証券の現物確認に当たっては、原則として悉皆調査を実施するものとするが、当該証券会社の規模等に応じて対象有価証券を保管区分別又は銘柄別に選定し、抽出等の方法による部分確認を行うなど、当該証券会社の営業活動等日常業務に支障の生じないよう十分に配慮する。

項目	顧客資産の分別保管のチェック項目	顧客資産の分別保管のチェック項目に係る説明	備考
・分別保管 に対する取 締役の認識 等	(1) 取締役の顧客資産の分別保管に対する理解 及び認識	(1) 取締役は、顧客資産の分別保管が投資者保護ひいては証券市場の健全な発展に資するものであることを理解したうえで、顧客資産の分別保管の重要性を認識しているか。	(注)「取締役会」、「取締役会等」には外国証券会社の本邦支店における最高意思決定機関等を含むものとする。
	(2) 顧客資産の分別保管のための組織体制等の 整備	(2) 取締役会は、顧客資産の分別保管の担当部署を明確に定める等、分別保管が適切に行われる体制を整備しているか。 取締役会は、顧客資産を海外保管機関等の第三者機関において行わせる場合には、当該保管機関の信用状況を必要に応じチェックする体制を整備しているか。 取締役会等において、顧客資産の分別保管に関する管理規程を明確に定めているか。 取締役会等は、顧客資産の分別保管のための規程において、明確な区分管理、分別金信託のための資産の評価計算方法、決裁権限、管理方法及び管理者を定めているか。	
	(3) 取締役会に対する状況報告と組織全体の意 思決定への活用	(3) 取締役会は、定期的に顧客資産の分別保管の状況に係る報告を受けているか。 代表取締役は、定期的な状況報告のほかに必要に応じて随時に、顧客資産の分別保管の状況報告を受けているか。	
・分別保管 義務遵守 態勢 1. 管理者の 認識及び役 割	(1) 顧客資産の分別保管の適切な実行	(1) 管理者は、法令及び管理規程を分別保管担当部門で周知徹底させているか。また、管理規程を変更した場合にもその内容を周知しているか。 管理者は、管理規程に従い顧客資産の分別保管を適切に実行するとともに、必要に応じて管理規程の見直しを行っているか。 内部監査部門及び外部監査人は、顧客資産の分別保管が適正に実行されていることを検証し、検証結果を取締役会等に適切に報告しているか。 管理者は、顧客資産の分別保管の実施状況について、内部管理統括責任者及び取締役会等へ報告しているか。 取次証券会社と母店証券会社との間で信用取引にかかる分別保管に関する相互管理規程、覚書を締結しているか。 取次証券会社と母店証券会社との間で定期的に残高について照合がなされているか。 なお、保管有価証券、証拠金及び顧客分別金等の信託財産等の計算及び管理等を行うことについて所要のシステムサポートの構築等が行われていることが望ましい。	(注)「管理者」とは「分別保管業務を所掌している部門の管理職(取締役を含む。)又は内部管理責任者等」をいう。

項 目	顧客資産の分別保管のチェック項目	顧客資産の分別保管のチェック項目に係る説明	備 考
		<p>システムサポートが行われている場合には、プログラムの内容が法令等に準拠していることを検証するほか、必要に応じレビューしているか。</p>	
2. 現物管理体制	(1) 自社保管	<p>(1) すべての顧客の保管有価証券について個別保管されているものについては自社の保管態勢を踏まえ社内規程により定められた頻度（1年1回以上）で現物実査を行う態勢を整備しているか。なお、1年に2回以上の現物実査を行うことが望ましい。</p> <p>現物実査を行う場合において現物出納担当者と現物実査担当者は分離されて行われているか。</p> <p>現物実査の結果について、保管責任者は実査漏れの有無について確認しているか。</p> <p>保管責任者によるサンプリング等により、保管の実態を踏まえた適切な現物実査が行われているか。</p> <p>現物実査にあたっては、同一の実査担当者が同一の保管有価証券を確認することのないようローテーション運用等の体制が採られているか。</p> <p>名義書換等のため発行会社（名義書換代理人を含む。）へ提供したのものについても当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客ごとに直ちに帳簿等により確認できるようになっているか。</p> <p>営業部店等の内部管理責任者は分別保管の対象となる有価証券が営業部店等に長期に滞留していないかを検証し、滞留している場合にはその原因分析を行い、適切な処置を採っているか。</p> <p>入出庫にかかる手続きが規定され、受渡時において受渡有価証券記番号帳の作成、入出庫の際に現物と入出庫指図書との照合及び保管責任者の検印が行われているか。</p> <p>入退室管理・重要鍵管理等、適切かつ十分な管理が行われているか。盗難を防止するため、防犯組織を整備し、防犯責任者を明確にしているか。</p> <p>保管有価証券保管施設が明確に定められ、防災責任者を配置する等十分な防災対策が採られているか。</p> <p>保管有価証券の輸送を第三者へ委託している場合には、輸送にかかる委託契約において保管有価証券の保全のための措置が採られているか。</p> <p>保管有価証券の残高に不一致が発生した場合において速やかに保管責任者への報告が行われ、発生原因の究明が行われているか。</p> <p>保管責任者は不一致の発生原因が究明できない場合あるいは重大な問題が把握された場合には、直ちに管理者又は内部管理統括責任者ととも内部監査部門へ報告しているか。</p>	<p>受渡有価証券記番号帳は、証券会社に関する府令第60条別表第8による。</p>

項 目	顧客資産の分別保管のチェック項目	顧客資産の分別保管のチェック項目に係る説明	備 考
	(2) 第三者機関保管 (海外保管機関を含む。)	<p>(2) 第三者機関(保管振替機関、日本証券決済、日本銀行、又は海外保管機関等)において保管する場合には、顧客から約款等による再寄託同意を得ているか。</p> <p>第三者機関(海外の保管機関を含む。)との間で、分別保管府令に則した適切な寄託契約を締結しているか。</p> <p>第三者機関(海外保管機関を除く。)に保管されているものについて移動があった銘柄については、移動後の残高をその都度確認し、全体の残高については、毎月1回以上帳簿残高と預け先残高の照合が行われているか。</p> <p>また、顧客との受渡しのため営業員の持ち出した金銭・有価証券が顧客不在等のため持ち帰った場合に顧客口座に戻入されている等、適切に分別保管がなされているか。</p> <p>第三者機関である海外保管機関に保管されている場合には毎月1回以上帳簿残高と預け先残高との照合が行われているか。</p> <p>帳簿残高と預け先残高との間に差異が生じた場合には、速やかに管理者に報告が行われ、発生原因について究明が行われているか。</p> <p>保管有価証券の輸送を第三者へ委託している場合には、輸送にかかる委託契約において保管有価証券の保全のための措置が採られているか。</p> <p>名義書換等のため発行会社(名義書換代理人を含む。)へ提供したのものについても当該銘柄、数量及び提供先が委任顧客ごとに直ちに帳簿等により確認できるものとなっているか。</p>	
	(3) 顧客分別金管理体制	<p>(3) 顧客分別金の算出方法、算出対象が規定され、算出データの正確性についてのチェックが行われているか。</p> <p>社内規程において顧客分別金信託にかかる差替計算基準日のほか、差替基準日が休業日である場合における取扱いが定められているか。</p> <p>差替計算基準日あるいは差替日が休日と重なっている場合には、その前日に繰り上げるか、翌日に繰り延べるかについてルールが策定されているか。</p> <p>顧客分別金の計算対象が明確となっているか。(累積投資預かり金等についても分別保管が行われているか。)</p> <p>顧客分別金信託を行っている信託銀行の残高と預託金帳簿残高の照合が毎週1回以上行われているか。</p> <p>顧客分別金の帳簿残高と信託銀行残高の不一致の有無について検証し、不一致が生じている場合にはその原因分析を行っているか。</p> <p>管理者は不一致の発生原因が究明できない場合には、直ちに内部管理統括責任者又は内部管理補助責任者ととも内部監査部門へ報告しているか。</p>	